



Japan Airlines Co.,Ltd.

NRE Tennozu Bldg. 19F
4-11, Higashi-shinagawa 2 chome
Shinagawa-ku, Tokyo 140-8637

JALCARGO-INFO-25-006

2025 年 4 月 25 日

お客様各位

日本航空株式会社

禁止されている危険物梱包のマーキングについて

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

本年 1 月に弊社貨物の取扱施設にて、米国当局（Federal Aviation Administration, FAA）による危険物取扱に関する監査が実施されました。その際に、弊社で受託・輸送した危険物貨物のマーキングが米国の危険物規則に違反しているとの指摘を受けました。

違反が指摘された貨物



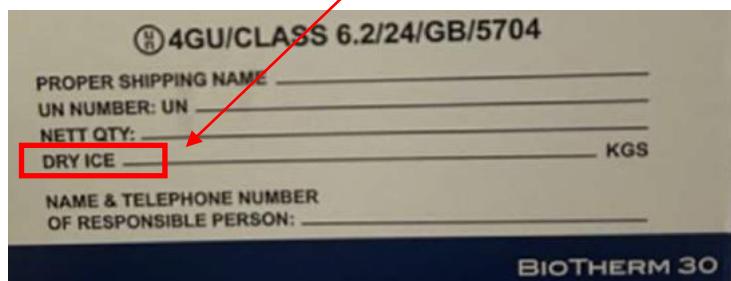
包装物には機器組み込みのリチウムイオン電池と UN3373 (生物由来物質カテゴリーB)が含まれており、これらは適正にラベリング、マーキングされていました。他方で当該の包装物には、ドライアイスが含まれていないにも関わらず、“DRY ICE kg”と印刷されていることについて、FAA 監査官より指摘がありました。

違反していた規則

49CFR (米国における危険物輸送に関する規則集)

§172.303 (a) No person may offer for transportation or transport a package which is marked with the proper shipping name, the identification number of a hazardous material or any other markings indicating that the material is hazardous (e.g., RQ, INHALATION HAZARD) unless the package contains the identified hazardous material or its residue.

(和訳) 包装物に特定された危険物またはその残留物が含まれていない限り、正式輸送品目名、危険物の識別番号、またはその物質が危険であることを示すその他の表示（例：RQ、吸入危険）が記された包装物を輸送のために提供したり輸送したりすることはできない。



危険物を収納した包装物またはオーバーパックに表示されている無関係なマーキングを除去または消すことは、危険物規則で定められている「荷主の具体的な責任」の一つとなっていますので、危険物貨物を準備される際には、この点に充分ご注意の上でご対応いただきますようお願いいたします。

今後とも円滑な危険物の取扱につきまして、ご理解・ご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

本案内に関するお問い合わせは、以下メールアドレスまでお願いいたします。

webmastercargo@jal.com

以上